

### 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項	災害派遣要請基準	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	派遣の要請種類	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	災害派遣要請要領	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	派遣部隊等の受け入れ体制	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	自衛隊の活動内容	<input type="checkbox"/> 総括班
第6項	派遣部隊等の撤収要請	<input type="checkbox"/> 総括班

#### 【基本方針】

市は大規模な災害発生時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の基準や手順、必要事項及び派遣部隊の活動内容等を明らかにし応急対策に万全を期する。

#### 第1項 災害派遣要請基準

市長は大規模な災害発生時に、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

##### 《派遣要請の基準》

- a. 天災地変その他災害に際して、人命身体及び財産の保護のため緊急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- b. 災害発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

#### 第2項 派遣の要請種類

##### 1. 要請派遣（自衛隊法第83条第1項、第2項に基づく派遣）

大規模な災害が発生し、知事等が人命または財産の保護のため緊急に必要なと認

めた場合の要請に基づく部隊等の派遣並びに防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。

天災地変その他の災害に際しその事態に照らして特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合の救援のための部隊等の派遣（自主派遣）

## 2. 予防派遣（防衛省訓令）

災害派遣の要請を受け、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合における防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が、事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣。

## 3. 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項による派遣）

防衛省の施設（庁舎、営舎等）またはその近傍において、火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

# 第3項 災害派遣要請要領

## 1. 派遣要請

災害に際し、市長及び知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

### 《派遣要請》

- a. 市長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- b. 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- c. 知事が自らの判断で派遣の要請の必要を認めた場合。（災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況等より判断する）
- d. 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知。

## 2. 派遣要請の方法

### （1）派遣要請手続き 【資料編\*Ⅲ.1.2、資料編\*Ⅲ.1.3】

市長は、災害規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊（陸上自衛隊第4師団、航空自衛隊西部航空方面隊、海上自衛隊佐世保地方総監または呉地方総監部）の派遣要請依頼を行う。要請は、原則として文書（災害派遣要請書）に記載事項を明らかにし依頼することとするが、そのいとまがないときは口頭をもって県（県防災危機管理局）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

### （2）緊急要請

\*資料Ⅲ.1.2「知事への自衛隊災害派遣依頼様式」

\*資料Ⅲ.1.3「自衛隊災害派遣要請様式」

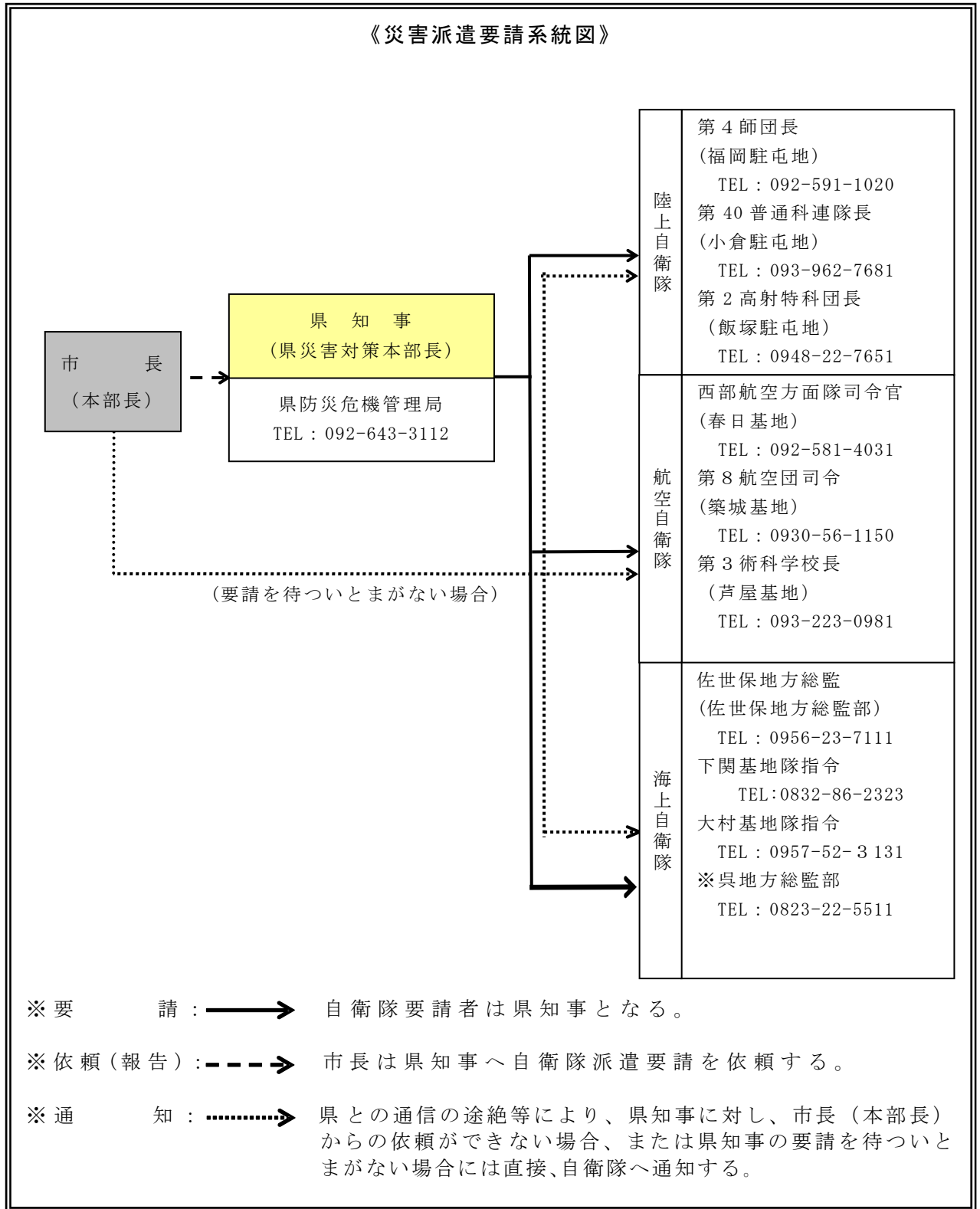
県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは部隊等を派遣することができる。

なお、市長は、前述の通知をしたときは速やかに知事にその旨を通知する。

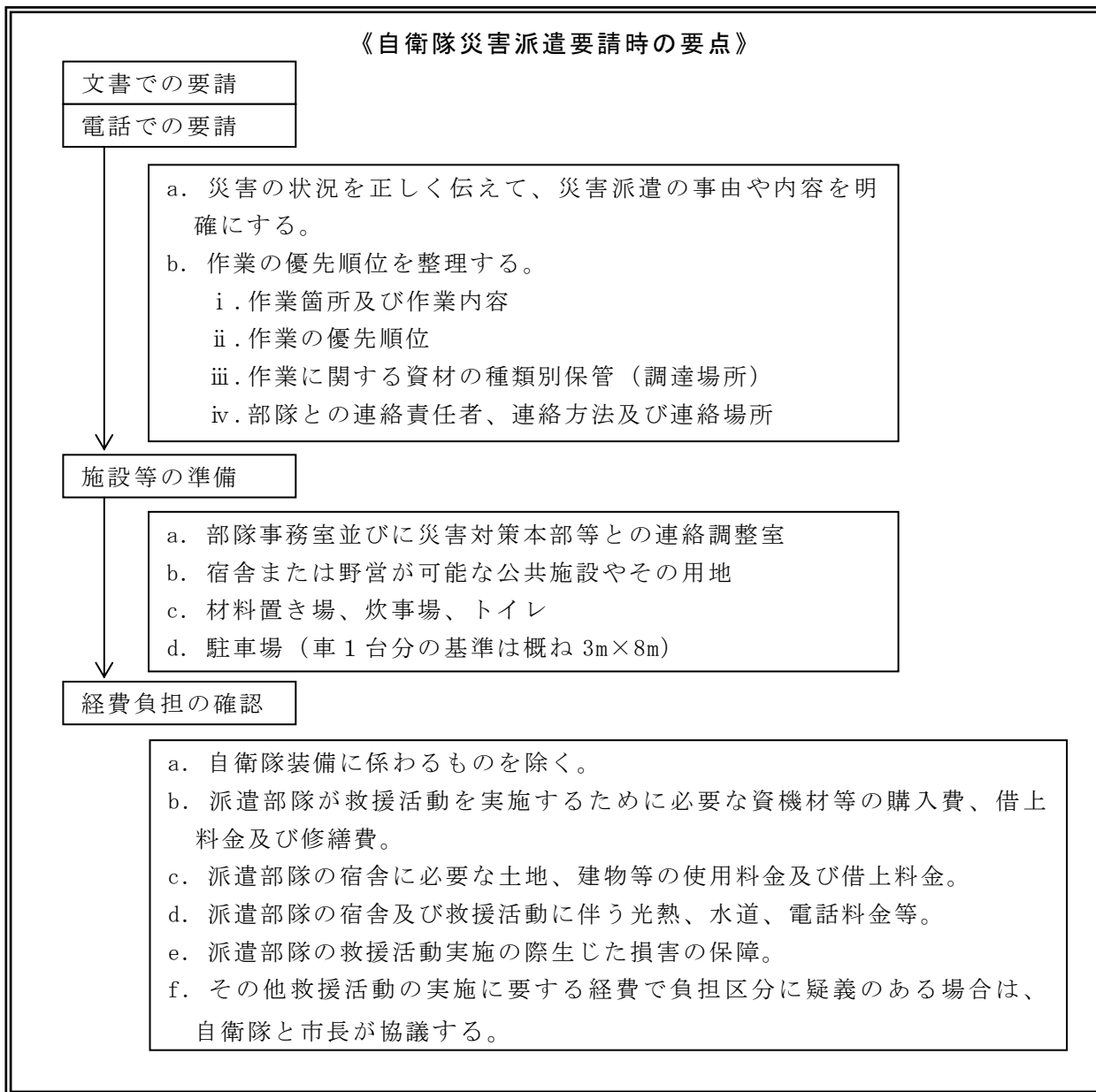
《派遣要請依頼書記載事項》

- a. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b. 派遣を希望する期間
- c. 派遣を希望する区域及び活動内容
- d. その他参考となるべき事項

《災害派遣要請系統図》



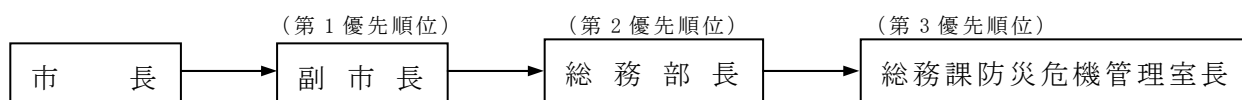
派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。



### 3. 意思決定権者不在または連絡不可能な場合の派遣要請

意思決定権者が不在または連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって自衛隊の派遣要請に関する意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする



### 4. 要請による部隊派遣要領

市長や知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、以下の要領に基づき行われる。

(1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長(自衛隊法第83条の規定により、市長や知事等から災害派遣の要請を受け、または災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう)は、派遣要請を受けた場合、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独でまたは他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、市長や知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡し、派遣を保留する。

(2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、市長や知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは部隊等を派遣する。

(3) 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、市長や知事、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4) 防災関係者の航空機搭乗

指定部隊等の長は、災害派遣中に、災害の救援活動に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(5) 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突発的または大規模で、その救援活動が特に急を要し、かつ知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- 1) 災害発生に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害発生に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害発生に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4) その他災害発生に際し、上記1)から3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また自主派遣の後に知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

## 第4項 派遣部隊等の受け入れ体制

### 1. 派遣部隊等の受け入れ

(1) 受け入れ体制及び準備

- 1) 現場に派遣部隊指揮官との連絡調整を行う統括責任者を置き、市や消防本部とともに

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

に密接に協議して効率的な応急対策の推進を図る。

- 2) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な施設等を準備する。
- 3) 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

(2) 準備すべき主たる資機材

- 1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- 2) 災害救助や応急復旧作業等に必要な材料や消耗品等は市及び県において準備する。

《準備すべき主たる資機材》		
	品 名	摘 要
器具類	a. 室内電源、LAN 端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部隊事務室や連絡調整室対応</li> <li>・ 掘土、搬土</li> <li>・ 小路運搬、短距離運搬用</li> <li>・ 不明者の搜索、土塊等の取扱</li> <li>・ 土木作業</li> </ul>
	b. ダンプカー、ベルトコンベアー	
	c. リヤカー、一輪車等	
	d. 竹竿、スコップ、つるはし、鍬	
	e. その他建設土木機械	
設備	a. 夜間照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間作業</li> <li>・ 作業部隊給水</li> <li>・ 衛生環境の保持のため</li> </ul>
	b. 給水用タンク、ポリ容器等	
	c. 仮設トイレ、長靴、軍手等	

(3) 臨時ヘリポートの設置 【第Ⅱ編第3章第2節参照】

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。また、連絡、偵察、救助、輸送のため必要となった場合には臨時ヘリポートを適宜設置する。

- 1) 災害に際し、ヘリコプターによる派遣活動を要請した場合の臨時ヘリポートの選定場所としては、学校関係の校庭、グラウンド、公共施設の運動場、河川敷等から、臨時ヘリポートの基準等に留意し選定する。

なお、本市における災害時の臨時ヘリポートは次表のとおりである。

《災害時の臨時ヘリポート》				
No.	名 称	所 在 地	幅×長さ(m)	管理者
1	中山グラウンド	行橋市大橋2-11-1	110×110	行橋市教育委員会
2	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋2-5-1	91×88	行橋市教育委員会
3	叢島小学校グラウンド	行橋市大字叢島841-1	80×80	行橋市教育委員会
4	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井896-1	100×80	行橋市教育委員会
5	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童3104	80×70	行橋市教育委員会
6	泉中学校グラウンド	行橋市西泉5-7-1	100×140	行橋市教育委員会
7	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山857	80×80	行橋市教育委員会
8	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田545	70×120	行橋市教育委員会
9	長峡中学校グラウンド	行橋市大字延永6	100×100	行橋市教育委員会
10	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾530	70×70	行橋市教育委員会
11	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久3759	253×117	行橋市教育委員会
12	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚584	120×106	社会福祉法人みやこ老人ホーム
13	新田原グラウンド	行橋市大字稲童852	127×148	行橋市教育委員会
14	新行橋病院	行橋市道場寺1411	15×15	社会医療法人財団池友会

## 2) 臨時ヘリポートの基準

自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準については、次図のとおりである。なお、この際には自衛隊機は国の航空機であり、航空法に基づいた他機関が使用するヘリコプターに対するヘリポートの設置基準とは若干異なることに留意しておく。

## 3) 標 示

- ア. 上空から視認できる地上の風向を標示する旗、または発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。
- イ. 着陸地点には、石灰等を用い5～20m四方のなかに○にH記号(ヘリポート記号)を標示する。

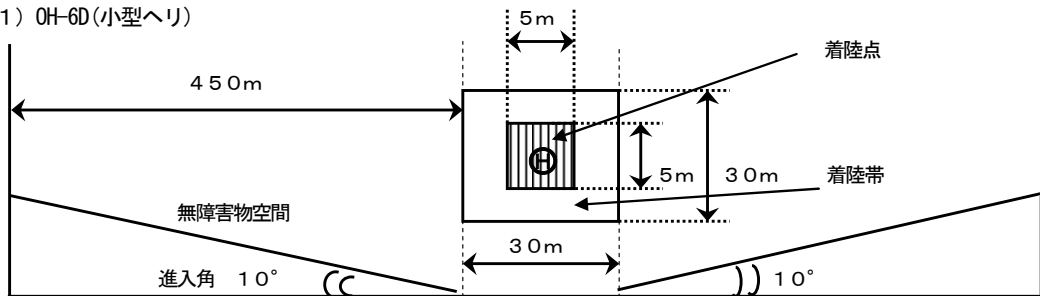
## 4) 危険防止対策

- ア. 離着陸時は、ヘリコプターのローター部への巻き込みや身体切断、ローターの吹き下ろし(ダウンウォッシュ)による転倒など大変危険であるので、安易に人を機体に接近させない。
- イ. 安全確保のための監視員や機体誘導員(マーシャラー)を配置する。
- ウ. 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図または誘導するまでは機体やローターブレードの回転面などその影響圏には接近させない。

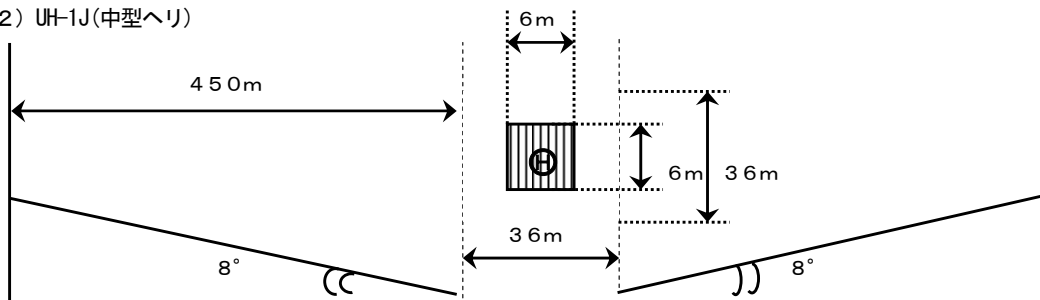


《ヘリポート発着点の基準》

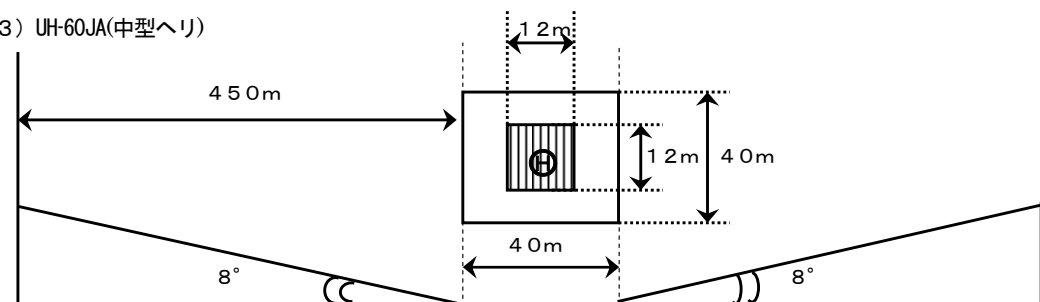
(1) OH-6D(小型ヘリ)



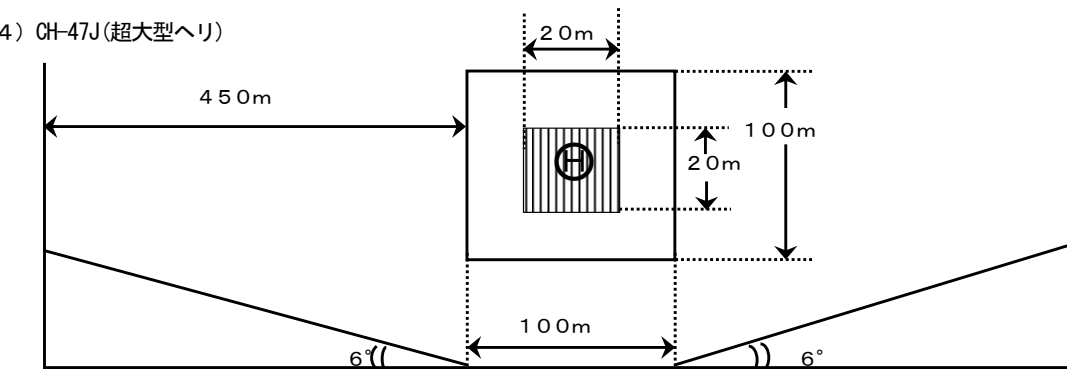
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



- ※ 1 発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。
- 2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
- 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(福岡県地域防災計画第3編災害応急対策計画より引用)

## 2. 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、活動が2市町村以上の地域にわたる場合は協議して負担割合を定めるものとする。

### 《経費の負担区分》

- a. 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- b. 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- c. 宿泊施設の汚物の処理料金
- d. 活動のため現地で調達した資機材の費用
- e. その他必要な経費については、事前に協議しておく
- f. 負担区分について疑義が生じた場合、またはその他の必要経費が生じた場合には、その都度協議のうえで、決定する。

## 第5項 自衛隊の活動内容

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施することになっている。市は自衛隊に災害派遣を要請した場合には、派遣された部隊指揮官と緊密な連携のもと、その協力を得て迅速な災害応急対策活動を実施する。

《自衛隊の活動内容》

- a. 現地や被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による災害状況の偵察
- b. 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- c. 被災者の捜索・救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助  
(他の救助作業に優先して実施)
- d. 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込み及び運搬
- e. 消防活動：利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- f. 道路または水路の応急啓開：道路または水路が損壊した場合、もしくは障害物がある場合の応急啓開
- g. 応急医療、救護及び防疫：特に要請があった場合の被災者の応急医療支援（ただし薬剤等は市が準備）
- h. 人員及び物資の緊急輸送：緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者・医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る）
- i. 炊飯、給水支援または各種の衛生活動：緊急を要し他に適当な手段がない場合において炊飯や給水支援または入浴支援などの衛生活動支援を行う。
- j. 危険物・障害物の保安及び除去：特に要請があり、必要と認めた場合に、対処可能なものについて実施
- k. その他：臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて適宜実施

第6項 派遣部隊等の撤収要請

市長は、災害の救助活動が終了し、または他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

《撤収要請依頼書記載事項》

- a. 撤収要請日時
- b. 派遣された部隊
- c. 派遣人員及び従事作業内容
- d. その他参考となるべき事項